

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	国際機関の活動への参画・協力を推進すること
--------------	-----------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	x	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策目標	1	国際社会への参画・貢献を行うこと
施策目標	1-1	国際機関の活動への参画・協力を推進すること
個別目標 1		国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための技術協力事業に対する協力
		(主な事務事業) ・ 拠出金事業による技術協力事業 ・ アジア太平洋地域就業能力計画 (SKILLS-AP) に対する協力
個別目標 2		世界保健機関が行う技術協力事業に対して協力すること
		(主な事務事業) ・ 拠出金事業による技術協力事業
個別目標 3		経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること
		(主な事務事業) ・ OECD の雇用労働社会分野の研究・分析 ・ OECD の医療分野の研究・分析
個別目標 4		国連合同エイズ計画が行う技術協力事業に対して協力すること
		(主な事務事業) ・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進
施策の概要 (目的・根拠法令等) 保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関 (WHO)、国際労働機関 (ILO)、経済協力開発機構 (OECD) 等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。		
主管部局・課室	大臣官房国際課	
関係部局・課室	職業能力開発局海外協力課	

2. 現状分析

【個別目標 1】

グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な経済発展の条件となっており、重要な課題である。特に、アジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、この地域と関係の深い我が国の発展につながるものであり、政策的にも重要である。

こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるため、国際労働機関が持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。

【個別目標 2 及び 4】

グローバル化の進展に伴い、エイズを含む感染症対策は国境を越えた課題となり、新興・再興感染症はより喫緊の健康への危機となっている。他方、生活習慣病も先進国だけでなく開発途上国における深刻な問題の一つとなっている。保健医療・公衆衛生分野における課題に対して、国際的に対策を講じ、我が国が先導性を有する分野では積極的に国際貢献するとともに、健康安全保障の観点からも協力を推進することが必要である。

【個別目標 3】

グローバル化の進展に伴い他国の労働や医療をとりまく状況が我が国に与える影響が大きくなっており、雇用、労働、社会、医療分野での課題を、国際的に研究・分析することの重要性が増している状況において、我が国が積極的に貢献している事業が、国際的に重要かつ高い評価を得ていることが必要である。

3. 施策目標に関する評価

施策目標の評価

保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野において、我が国が保持する高度な技術を活用し、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じた技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力することで、効果的に国際社会に貢献できると評価している。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1					
国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための技術協力事業に対する協力					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	－	－	－	－	－
2	－	－	－	－	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
指標 1 は、いずれも第 2 期基本計画の評価指標として平成19年度事業の実施から把握することとしている。 指標 2 は、アジア太平洋地域技能就業能力計画 (SKILLS-AP) 参加者の所属機関に調査を実施する。平成18年度より調査を開始したが、数値の算出は平成19年末頃を予定している。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	915	6,925	10,056	15,392	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
指標は国際労働機関 (ILO) ・アジア太平洋地域事務所 (ROAP) に調査を依頼して入手したプロジェクト参加者数である。第 1 期基本計画の評価指標として、アウトプット指標として評価している。平成18年度の数値の算出は、平成19年末頃を予定している。					
個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)					
個別目標 1 に関しては、①若年雇用対策に関するもの、②出稼労働者の就業対策に関するもの、③中核的労働基準の普及促進に関するもの、④日本人技術専門家を育成するもの、⑤開発途上国における職業能力開発の促進と技能就業能力の水準の向上に関するものを、それぞれ技術協力として実施している。 ①・②については、基礎調査等を行ったところであり、今後調査結果を使用した事業活動を行い、その成果を分析することとしている。 ③については、児童労働撲滅に力を入れているベトナムにおいて、児童労働撲滅に関するセミナーを開催し、セミナーに出席したベトナム政府関係者からその啓発活動について評価を得ているところである。 ④については、日本人の技術専門家が事業活動を通じて技術協力の手法を習得するとともに活躍しており、ILO 専門家からの配属先責任者からその活動について評価を得ているところである。 ⑤については、SKILLS-AP 加盟各国が自国において必要とされる能力開発分野へ参画することが可能であり、効率的に必要な技術や情報に接することができ有効である。					
(詳細)					
①については、世界でも貧困地域であるスリランカにおける若年者の失業に関する技術協力である。平成18年から開始し、現在、同国の雇用情勢、労働環境、産業動向、教育状況等を分析しているところであり、平成19年度はその結果を活用し、ILO 事業で実績のある雇用創出手法 (雇用開発、起業支援等) を中心とした若年者の失業対策を講ずることが期待される。 ②については、主にタイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の労働条件、労働環境等の就労状況を調査したところであり、今後その結果を活用して、主に国外出稼労働者、受入れ国・送出国を中心に、出稼労働者の権利保護等を目的とした対策を講ずることが期待される。 ①及び②の両プロジェクトは、事業の有効性、効率性の観点から、対象地域の実情を熟知した NGO 等の活用や事業運営を議論する委員会を設けている。 ③については、平成18年度にインドネシアにて中核的労働基準の 1 つである「児童労					

働撲滅」に関する普及啓発セミナーを実施した。また、このセミナーの成果をより効果的にするために児童労働撲滅に力を入れる国（ベトナム）を対象としたフォローアップセミナーを行い評価を得た。

④については、主に ILO・ROAP（アジア・太平洋地域事務所）管轄下のプロジェクトサイトにおける実地研修(OJT 研修)を通じて、日本人技術協力専門家を育成している。研修で付与された実用的な能力は高く評価されているところである。更に、同研修を通じて行う技術協力により、プロジェクト受益国への貢献は高い評価を得ているところであり、日本の存在感を高める結果となっており、本プロジェクトを通じ、副次的効果が得られている。

なお、ILO への日本人登用増加及び日本の国際協力の存在感を高めることを目的として、研修生の指導に当たり、ILO 専門家からの定期的な評価・意見等に係る報告制度を設け、研修実施法人については、厚生労働省と ILO 関係部局との間で研修手法につき取り決めを行う等、より効率的な研修の実施に係るプロジェクト運営を行っている。

⑤については、アジア太平洋地域の開発途上国における能力開発をとりまく状況を十分把握し、能力開発分野の技術協力に関する専門性を有する ILO/SKILLS-AP 事務局が、域内で抱える能力開発分野の課題をもとに設定した目標に対し、必要な技術協力を行うことで、効率的な協力が実施されていると評価できる。なお、当該目標は、能力開発分野に責任を有する政労使からの参画を得ており、より効果的な目標設定がなされている。

また、加盟国フィリピンが技能・貧困プログラムを取り扱う政府関係者及び労使団体を招聘し、自営業や小規模事業所等の特定ターゲットを対象に実際の仕事にリンクした技能開発の実施することが効果的な所得生成へ繋がった等の好事例をカンボジアやスリランカ、中国、タイ、マレーシア等29加盟国の能力開発関係専門機関が共有できるよう、SKILLS-AP 加盟各国の能力開発関係専門機関のネットワークを構築し、相互協力を図っている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 : 拠出金事業による技術協力事業

平成18年度 212百万円(補助割合:[国 /][/][/])

予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()

実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他(国際労働機関(ILO))

概要: ILO に対して任意拠出を行い、ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、主にアジア地域を対象として、対象国・対象地域のニーズにあった技術協力を実施する。

現在、スリランカを対象とした若年雇用対策に関するもの、タイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の就労者対策に関するもの、中核的労働基準の普及促進に関するもの、日本人技術専門家を育成するものなどの事業を実施している。

事務事業名 : アジア太平洋地域就業能力計画

平成18年度 12百万円(補助割合:[国 /][/][/])

予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()

実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他(国際労働機関(ILO))

概要: アジア太平洋技能就業能力計画(SKILLS-AP)への協力を通じて、域内の職業能力開発の向上に貢献するために、作成される計画である。

個別目標 2						
世界保健機関が行う技術協力事業に対する協力						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	平均寿命 (単位:歳)	—	—	67.03	—	—
2	乳幼児死亡率 (単位:%)	—	—	56.75	—	—
3	成人死亡率 (単位:%)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:「世界保健報告 (World Health Report) 2006 (世界保健機関作成)」(最新版)の数値より集計した。 備考:「世界保健報告2006」では、2004年の数値を集計しているため平成16年度の数値となっている。 なお、指標1については、は各国の人口、平均寿命、5歳以下死病率から集計した。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
我が国は2000年の世界保健報告において、最高の保健医療水準を達成しているとされるとともに、平均寿命、乳児死亡率、成人死亡率等においても世界の高い評価を得ている。この我が国の高い保健医療技術を用い、世界の保健分野において開発途上国に技術協力を実施する WHO の事業に協力することは必要であり、我が国の貢献は従来より国際社会で高く評価されている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 拠出金事業による技術協力事業						
平成 年度 : 1,183百万円 (補助割合 : [国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (世界保健機関 (WHO))						
概要 : 保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、我が国に蓄積されている高度な技術を活用し、世界保健機関 (WHO) を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。						

個別目標 3						
経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること。						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	OECD が実施する PIR (※) の「Quality」及び「Impact/Potential Impact」のうち、いずれかの各国の評価の平均が 2 = average, significant 以上 /-) ※ OECD 全加盟国がそれぞれの事業の「Quality」と「Impact/Potential Impact」についてどのように評価しているか調査するもの。	-	-	Quality の各国の評価の平均の最低値が 2.6 Impact/Potential Impact 各国の平均の最低値が 2.07	-	-
2	(調査名・資料出所、備考) 資料出所：経済協力開発機構 (OECD) が OECD の 2004 年 (暦年) の事業を評価するために実施した Programme Implementation Reporting (PIR、活動計画実施報告) によるものであり、OECD 加盟国が OECD の事業の「Quality」(質) 及び「Impact/Potential Impact」(影響・将来的影響) を 0～4 の 5 段階で評価し、OECD 事務局が各国の評価の集計・平均値算出を行っている。 備考：PIR の対象は OECD の 2004 年 (平成 16 年) (暦年) の事業であるが、平成 15 年度予算 (平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月) を拠出金に充てている。 当省は複数の OECD の事業に拠出金を出しているが、上記の PIR の結果は当省が拠出金を出している OECD の事業に係るものである。					
個別目標 3 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
PIR においては、各国は、国際的に重要で、効果的に行われている事業を高く評価する。我が国は、自国にとり有効な研究・分析事業へ拠出しているところであるが、各事業の有効性、効率性を高めることの重要性については委員会等様々な機会において各国から指摘がなされており、事業の成果は、PIR による各国の評価結果から判断できる。評価は、5 段階のうち中間値の 2 (「Quality」(質) では average (平均的)、「Impact/Potential Impact」(影響・将来的影響) では significant (重要) を意味する) 以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるが、我が国が積極的に協力・貢献している雇用戦略の再評価事業 (質：平均 3.38、影響：平均 2.88) や医療制度のパフォーマンス事業 (質：平均 3.22、影響：平均 3.11) を含め、当省が拠出金を出している OECD の事業の全てで、質・影響面での平均値が 2 以上となっており、効果的・効率的に参画・協力しているものと考えられる。						
※なお、事業は相対評価ではなく絶対評価を受けるため、全体の平均と比較することは必ずしも適当でなく、中間値を基準にするのが適当と考える。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：経済協力開発機構拠出金						
平成 15 年度 49 百万円 (補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体：本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (経済協力開発機構 (OECD))						
概要：世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な問題の多角的・総合的な研究・分析を通じて我が国の雇用・社会政策の改善を図る。						

個別目標 4 開発途上国におけるエイズ対策の推進						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
単位：百万人						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	HIV 感染者数・AIDS 患者数 (AIDS 患者を含む HIV 保有者数を示す)	—	—	—	40.3	39.5
2	新規 HIV 感染者数	—	—	—	4.9	4.3
3	AIDS による死亡者数	—	—	—	3.1	2.9
(調査名・資料出所、備考) 「AIDS EPIDEMIC (国連合同エイズ計画 (UNAIDS) 刊行)」による。これは、世界各国のエイズ動向調査をもとに、毎年一回刊行しているものである。						
個別目標 4 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
HIV感染は、国内外を問わず増加しており、人類全体の脅威となっている。我が国はAIDS治療における高度な医療技術協力を行い、平等に AIDS 治療を受けられる環境の構築等に貢献することで、感染者数の抑制、死亡者数の減少に効果を上げている。また、UNAIDSが提供している疫学情報や諸外国の教訓を踏まえた政策立案の情報を利用することは、国内施策においても有効と言える。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 国連合同エイズ計画拠出金						
平成 年度 : 323百万円 (補助割合 : [国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (国連合同エイズ計画 (UNAIDS))						
概要 : 我が国の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため、国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。